No.４

令和５年（６月）

第３回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第１３号	熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	こども課	1
第１４号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	3
第１５号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育課	7

報告第１３号

専決処分の報告について

熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年３月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊谷市児童福祉審議会条例（平成１７年条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７７条第１項」を「第７２条第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

報告第１４号

専決処分の報告について

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年４月２５日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項ただし書中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改め、同項第１号中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改め、同項第２号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同項第３号中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に改める。

第７条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に改める。

第８条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第９条中「第１９条第１項各号」を「第１９条各号」に改める。

第１４条第４項第３号ア㈠中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号ア㈡中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同号イ㈠中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同号イ㈡中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

第１６条第１項第３号中「第２５条」を「第２５条第１項」に改め、同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第２１条第４号中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

第３６条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１

号」に、「同項第２号」を「同条第２号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項後段中「同号又は同項第２号」を「同条第１号又は第２号」に改める。

第３７条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項後段中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「法第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第１号」を「同条第１号」に改める。

第４０条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第４２条第２項中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に改める。

第４７条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第５４条第１項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第３項後段中「第１９条第１項第３号」を「第１９条第３号」に、「「第１９条第１項第１号」を「「第１９条第１号」に、「同号又は同項第３号」を「同条第１号又は第３号」に、「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「法第１９条第１項第１号」を「法第１９条第１号」に改める。

第５５条第１項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、同条第２項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に、「同項第３号」を「同条第３号」に、「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、同条第３項後段中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第１５号

専決処分の報告について

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和５年４月２５日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和５年６月５日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。